

平成27年8月  
第  
**183**  
号

# 品 国保だより

沖縄市

KOKUHO-DAYORI

今月の被保険者数	
(平成27年6月末現在)	
人 口	139,948
世 帯 数	58,176
被保険者数	49,142
国保世帯数	25,416



## 所得申告をしましょう

**次のいずれかに該当する場合は所得の申告をしましょう！**

- 1 国民健康保険に加入している方
- 2 後期高齢者医療に加入している方

※尚、400万円以下の年金収入のみの方または会社で源泉徴収されている給与収入のみの方は、申告は不要となりますが、医療費控除などを受ける場合には申告が必要です、ご注意ください。

所得の申告が無い場合には・・・  
**保険料の軽減措置が受けられなくなります**

保険料の軽減措置は、国保加入者の世帯の所得が一定以下の場合に保険料の軽減を受けられる制度です。ただし、国保加入世帯に未申告の方がいる場合には所得の判定ができないため、保険料の軽減措置を受けることができません。

**保険料の軽減措置のために所得の申告が必要な方は次のとおり。**

国民健康保険の場合・・・国民健康保険の世帯主と加入している方全員  
後期高齢者医療の場合・・・対象となる後期高齢者の方とその世帯の住民票世帯主

**所得に応じた医療費負担の軽減が受けられなくなります**

医療の給付のうち高額療養費は、国保加入者の高額な医療費の負担額を世帯の所得に応じた一定の限度額内に軽減する制度です。ただし、国保加入世帯に未申告の方がいる場合には所得の判定ができないため、最高限度額が適用されることがあります。

**医療費負担の軽減のために所得の申告が必要な方は次のとおり。**

国民健康保険の場合・・・国民健康保険の世帯主と加入している方全員  
後期高齢者医療の場合・・・同じ世帯の方全員

**※所得申告がまだお済みでない方は、所得の有無に関わらず8月中に申告を行ってください。**

お問い合わせ：国民健康保険課 電話：939-1212  
保険料係 (内線2115・2116・2119・2108)  
後期高齢医療係 (内線2118・2128)



## 特殊詐欺にご注意ください！！

全国で市役所職員を名乗った還付金詐欺等の特殊詐欺が発生しています。  
県内でも市役所職員になりすました訪問者による特殊詐欺未遂事件が起こっています。  
市役所職員などを名乗った不審な電話や来訪者にはご注意ください！

# 受けて安心・子宮頸がん・乳がん検診

## ～あなたは、2年に1回、子宮頸がん・乳がん検診を受けていますか？～

女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を自立して過ごすためには、健康であることが柱になります。健康を守る一つの方法として、今回、沖縄市が実施している女性のがん検診を紹介します。

H27年度沖縄市では、下記の①・②の方法で「子宮頸がん・乳がん検診」を通知しています。

### ①沖縄市の子宮頸がん・乳がん検診

2年に1回、偶数年齢を迎える年に通知

子宮頸がん検診・乳がん検診は、下記の対象に通知しています。

★対象者の年齢・検査内容・検査料金（H28年3月31日時点の年齢） **有効期限…平成28年3月31日まで**

	子宮頸がん検診	乳がん検診	検診料金（自己負担）
20代	20・22・24・26・28歳	—	子宮頸がん 2,000円
30代	30・32・34・36・38歳	※視触診のみ 30・32・34・36・38歳	乳がん (視触診のみ) 700円
40代 以上	40・42・44・46・48・50歳 …の偶数年齢	※視触診とマンモグラフィ 40・42・44・46・48・50歳…の偶数年齢	(視触診+マンモグラフィ) 1,500円

※ただし、生活保護世帯の方、市民税非課税世帯の方、70歳以上の方、後期高齢者医療保険に加入している方は無料。

### ②女性のがん検診無料クーポン券

女性のがん予防の強化版！！

「無料クーポン券」、及び「検診手帳（新規対象者のみ）」を、下記対象者の女性の方に6月下旬に通知しました。対象者は、子宮頸がん検診または乳がん検診が**無料**で受けられます。

★対象者の生年月日および検診内容 **有効期限…平成28年2月29日まで**

	子宮頸がん検診の対象者	乳がん検診の対象者
(1) 新規対象者	平成6年4月2日～平成7年4月1日	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日
(2) 未受診者	平成4年4月2日～平成5年4月1日	昭和47年4月2日～昭和48年4月1日
	昭和62年4月2日～昭和63年4月1日	昭和42年4月2日～昭和43年4月1日
	昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日
	昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日

※(2)未受診者とは、平成25年度に無料クーポン券の対象となったが未受診の方で、これまで過去に1度も市町村が実施する子宮頸がん検診または乳がん検診を受診したことがない方です。

## ～あなたの大切な身体を、あなたの意思で病気から守ってあげて下さい～

子宮頸がん・乳がんは、早期発見・早期治療によって治る可能性が高いがんです。そして、これらのがんの早期発見には『検診が有効』です。今まで検診を受けたことがない方や、長期間検診を受診していない方は、検診の通知が届いたら必ず受診しましょう。また、病気を予防するには、日頃から**自分の身体を観察する習慣を身につける**ことも大切です。ぜひ、自分の身体に目を向け、身体の状態を知ってください。

### ☑セルフチェック

#### 子宮がん このような症状はありませんか？

- 月経でないのに出血がある。
- 特に性交後に出血がある。
- 黄色いおりものが出る。

#### 乳がん 月に1回！見て、触って、自己検診！

- 見て**  左右の乳房の差  乳頭の異常  
 表面のくぼみ・ひきつれ
- 触って**  しこりがないか  
 わきの下にぐりぐりがないか

※上記の症状があるときには、検診を待たずに早めに病院を受診しましょう。

★後半は、混み合いますので早めの受診をよろしくお願いします。

お問い合わせ：市民健康課 健診係 電話：939-1212（内線2240）

## 柔道整復師の施術を受ける方へ

整骨院・接骨院での柔道整復師による施術には、看板に「各種保険取扱い」とあっても、全て保険が適用されるとは限りません。施術を受けた後で保険の適用が認められない場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

### 国民健康保険が使える場合

- 急性等の外傷性の原因による骨折、脱臼、打撲、ねんざ、挫傷(肉離れなど)。  
ただし、骨折・脱臼については、応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です。

### 国民健康保険が使えない場合

- 日常生活からくる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こり、腰痛、筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善が見られない長期の治療
- 保険医療機関(病院・診療所・薬局など)で同じ負傷について治療中のもの
- 労災保険が適用となる工作中や通勤途上に起きた負傷



### 《施術を受けるときの注意》

1. 負傷の原因を正しく伝えてください。外傷性の負傷でない場合や、労災保険に該当する場合は国民健康保険が使えません。また、交通事故の場合は、沖縄市役所国民健康保険課に連絡してください。
2. 保険医療機関(病院・診療所・薬局など)での治療と重複はできません。
3. 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。
4. 「療養費支給申請書」は、内容を確認し必ず自分で署名してください。
5. 領収書は必ずもらってください。(医療費通知の内容と照合してください。)

※医療費適正化のため、必要に応じ保険者による調査・訪問等を行う場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ：国民健康保険課 給付係 電話：939-1212 (内線2107・2112)

## 国民健康保険料 コンビニ用納付書の取扱いについて

国民健康保険料は、県内金融機関に加えてコンビニエンスストアでも納付できます。納付通知書と納付書は、綴じられていない単票形式となっておりますので、**期別・納期限をご確認の上、納付する期だけの納付書**を各金融機関、コンビニエンスストアへお出しください。

※ただし、更正があった場合などの再発行の納付書(バーコードなし)については、コンビニエンスストアではご利用できません。

※期を誤って納付した場合でも他の期への充当はできませんので、納付書を十分ご確認下さい。

※口座振替、年金からの特別徴収のみの方は納付書を同封しておりません。

※県外在住の方は、これまでどおり郵便局(ゆうちょ銀行)をご利用下さい。

※後期高齢者医療保険の保険料については、これまでどおり県内金融機関のみの取り扱いです。





# 後期高齢者医療のお知らせ

8月から新しい被保険者証に変わります!



## ☆後期高齢者医療被保険者証の切替

後期高齢者医療被保険者証の切替は7月中旬からです。

- ①保険料の未納がない方は、被保険者証を7月末までにご自宅に郵送いたします。
- ②保険料に未納がある方は、窓口での切替となります。  
(現在使用している被保険者証をご持参ください。)

※保険料に未納がありますと、短期証等での更新となる場合がありますのでご注意ください。

## ☆後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(限度額認定証)の切替

世帯全員が住民税非課税の方に、申請により1日から末日まで1ヶ月間の医療費の一部負担金限度額が減額される「限度額認定証」が交付できます。

窓口申請には、①被保険者証(ピンク色)と②印鑑(認印可)が必要です。

※代理で申請する場合は、代理人の身分証明書も必要です。

※引き続き対象の方にはすでに「限度額認定証」を郵送しています。もし、届いていない場合は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：国民健康保険課 後期高齢医療係 電話：939-1212 (内線2118・2128)

# 「介護保険負担割合証」交付のお知らせ

介護サービスを利用した場合に、費用の一定割合を支払う利用者負担について、65歳以上の方(第1号被保険者)については所得に応じた負担割合となります。

要介護(要支援)の認定者全員に利用者負担割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」を交付します。介護サービスをご利用の際は、介護保険の被保険者証と併せてこの負担割合証も必ず利用されている介護サービス事業所に提示していただきますようよろしくお願いいたします。

※第2号被保険者(40~64歳)の自己負担は、所得にかかわらず1割です。

(表面)

利用者負担割合(1割または2割)が記載されます。

要件	負担割合
<b>【一定以上所得者】</b> ※本人が市県民税課税者で、次の両方に該当する場合 ①合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯の65歳以上の人(第1号被保険者)の「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計が以下の場合 { ・単身で280万円以上 { ・2人以上で346万円以上	2割
<b>【上記以外の方】</b>	1割

※介護サービス利用時支払額を3割とする措置(給付費減額)を受けている場合は、記載に関わらず3割負担となります。

【お問い合わせ】

高齢福祉課 管理給付係

電話：939-1212 (内線2085・3168)

広告 急な台風被害や雨漏り等に備えて保管ください。

沖縄市住宅リフォーム支援事業補助金

ハイビスカス商品券 取扱店

日常生活の  
**急な! 雨もれ**

**つまり水もれ**

蛇口の水漏れ・トイレのつまり・排水溝のつまり

事前見積・ご相談センター・無料保障  
タンク・ボイラー・ポンプ 取替・修理

台風時のトラブルも  
**緊急対応!!**

フリーダイヤル

**0800-919-7064**

クイック・ナオルコ

ご相談無料!他社の見積りと比べてみて下さい。

〒904-2143 沖縄市知花4丁目13-3

合同会社 **サノハタ**

沖縄県知事許可(般-26)第12540号 沖縄市水道給水設備指定店 沖水第361号 沖縄市下水道排水設備指定店 第314号